

地方独立行政法人秋田県立療育機構業務方法書

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 業務の方法（第3条・第4条）
- 第3章 業務の委託（第5条）
- 第4章 契約の方法（第6条）
- 第5章 雑則（第7条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）の規定に基づき、地方独立行政法人秋田県立療育機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により秋田県知事から指示された中期目標に基づき、効果的かつ効率的な業務運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

（施設の設置及び運営）

第3条 法人は、秋田県の政策として求められる療育の提供、療育に関する調査研究等を行うことにより、秋田県療育の拠点として、県域における療育水準の向上を図り、もって子どもたちの発達と障害児・者福祉の増進に寄与するため、地方独立行政法人秋田県立療育機構定款（以下「定款」という。）第11条に定める施設を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第12条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- 一 療育を提供すること
- 二 療育に関する調査及び研究を行うこと
- 三 療育に関する技術者の研修を行うこと
- 四 療育に関する地域への支援を行うこと
- 五 発達に関する支援を行うこと
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

- 2 法人は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の設置目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託)

- 第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、その業務の一部を委託することができる。
- 2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(契約の方法)

- 第6条 法人が締結する売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。
- 2 前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

第5章 雑則

(その他)

- 第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。